

VI
146

日高 32

6-2
654

教育学部運営要領(案) 26.4.26

教育職員の養成を主たる目的とする教育学部は、教職に関する専門課程と教科に関する専門課程の一部とを有する学部であつて、教育に関する学理及びその応用を研究教授するとともに専門の学芸を修得して全人的陶冶による明知と良識を有し、教育的熱意と実践力のある教育職員を養成するところである。したがつて将来初等及び中等教育等に従事し、わが國文化の進展に寄與しようとする者は、ひとり教育学部の学生ばかりでなくその大学の他学部の学生であつてもすべし、この学部においてその専門職となるような教育を受けなければならぬ。

更にこの学部は、所在の地域における教育のための重要な機関として教育の諸事象についての研究調査と現職教育その他の活動により教育の刷新と向上のために不断の推進力とならなければならない。

1. 目的

教育学部は、教育に関する学理及びその応用を研究教授し、他の学部の協力を得て、所在都道府県における義務教育担当の教育職員を養成することを主たる目的とする。

2. 組織

- (1) 教育学部には、小学校及び中学校の教育職員の計画的な養成課程をおき、幼稚園及び高等学校の教育職員の養成課程を置くことが出来る。小学校、中学校及び幼稚園の教育職員養成には四年と二年の課程を置く。
- (2) 教育学部には、教職に関する専門科目(小学校教員養成の場合における教材研究を含む。)及び美術(工作、書道を含む。)音楽、家庭、保健、体育、職業(職業指導を含む。)に関する一般教育科目及び専門科目を置き、その他の教科に関する専門

科目及び一般教育科目は文理学部及び及びその他の学部において用意さるべきである。

但し大学の事情によつては、一般教育科目中の教育学、心理学並びに当分の間二年課程の一般教育科目及び教科に関する専門科目の一部又は全部を教育学部において行うことができる。(別表ノ)

(3) 教育学部には、教育研究及び教育実習のために必要な各種の附属学校を置き、なお必要があれば、公私立の学校を代用附属学校又は協力学校とすることができる。

3. 学科課程

(1) 学科課程は、教育職員免許法の定めるところをも勘案し、有能な教育職員の養成を目途として編成しなければならない。(別表2)

(2) 他の学部の協力を得るについては、

関係学部との間に学科課程に関する協議機関を設けるべきである。

(3) 教育職員の現職教育に関する計画及び実施は、教育学部が関係学部と協議して定める。

4. 教員

(1) 教員は、組織の項の(2)の定めるところに従い、夫々の学部に所属せしめる。

(2) 教育職員養成のために設けられた分校の主事は、原則として教育学部の教員の中から任用する。

(3) 教職課程の学科目及び教員組織は、教育学部以外の学生で、教職課程の履修を希望するものの教及び現職教育に必要な条件を勘案して定める。

5. 学生補導

(1) 教育学部の学生補導は、教育学部がこれに当ることは勿論であるが、その授業の多くが他の学部(特に

文理学部)において行われる実情に照らし、その補導については、関係学部の積極的な協力を得なければならぬ。

- (2) 他の学部の学生で、教職課程の履修を希望するものの教育職員の免許状取得については、主として教育学部が補導の任に当たる。

6. 施設

- (1) 本基準を完全に実施するについては、教育学部と文理学部は、でき得る限り近接せしめ、これに総合的な施設を整備しなければならない。
- (2) 当分の間は現在の施設を使用することとは止むを得ないが、将来施設の整備を行う場合は、教育学部と文理学部が夫々の目的にそうようにしなければならない。
- (3) 教育学部の教授と研究のために特に必要な場合は、他の学部にある教科

に関する専門科目の施設についても、教育学部において充実されなければならない。

備考

- (1) 教育学部と他の学部と近接していない場合には、特別の事情があるときの外は、教員が出向いて教授することを原則とする。
- (2) 教育学部において教育職員養成のため、欠くことのできない種類の講義は、関係学部において準備されなければならない。

教職に関する専門科目	
1	教育学関係
(1)	教育学概論 (※)
(2)	教育原理 (△)
(3)	教育課程 (△)
(4)	教育指導
(5)	教育哲学
(6)	教育史
(7)	比較教育学
(8)	教育社会学
(9)	教育調査
(10)	特殊教育学
2	心理学関係
(1)	心理学概論 (※)
(2)	教育心理学、学習心理学
(3)	児童心理学、青年心理学
(4)	教育測定、教育評価
(5)	教育統計学
(6)	特殊心理学
(7)	職業指導
3	教育管理学関係
(1)	教育管理学 (△)
(2)	教育行政学 (教育法規を含む)、教育財政学
(3)	学校衛生、学校建築

(4)	社会教育 (成人教育及び青少年指導)
(5)	図書館学
4	教科教育法関係
(1)	教育方法論 (学習指導論を含む)
(2)	教科教育法 (教科心理学を含む)
	国語科教育法、社会科教育法、数学科教育法、理科教育法、音楽科教育法、図画科教育法、工作科教育法、普通科教育法、保健科教育法、保健体育科教育法、家庭科教育法、職業科教育法、農業科教育法、工業科教育法、商業科教育法、水産科教育法、職業指導科教育法、外国語科教育法等
(3)	教材研究
	国語科教材研究、社会科教材研究、算数科教材研究、理科教材研究、音楽科教材研究、図画工作科教材研究、家庭科教材研究、保健体育科教材研究
(4)	保育内容研究
教科に関する専門科目	
1	美術科関係
(1)	美学、美術史
(2)	絵画理論、絵画実技 (東洋画、西洋画)
(3)	工芸理論、工芸実技 (木工、竹工、金工、彫塑、繊維工芸等)
(4)	図学 (製図及び設計を含む)
(5)	図案

- (16) 書道理論、書道実技
- (17) 絵画史、工芸史、書道史

2. 音楽科関係

- (1) 音楽理論
- (2) 音楽史
- (3) 声楽
- (4) 器楽
- (5) 作曲法

3. 家庭科関係

- (1) 家政学
- (2) 食物学 (調理学及び実技を含む)
- (3) 栄養学
- (4) 被服学、被服実技
- (5) 衣科学
- (6) 住居学
- (7) 家族関係
- (8) 育児学
- (9) 家庭看護学

4. 職業科関係

- (1) 産業総論
- (2) 農業に関する科目
- (3) 工業に関する科目
- (4) 商業に関する科目
- (5) 水産に関する科目

5. 保健科及び体育科関係

- (1) 体育原理
- (2) 体育実技
- (3) 体育管理
- (4) 運動生理学
- (5) 個人衛生学
- (6) 公衆衛生学
- (7) 学校保健管理
- (8) 生理学
- (9) 細菌学、免疫学
- (10) 看護学、救急処置

6. 職業指導関係

- (1) 職業指導原理、職業指導技術
- (2) 職業分析
- (3) 自己分析
- (4) 進学指導
- (5) 就職あつ旋、補導
- (6) 職業指導の組織及び運営
- (7) 職業情報

備考

1. 上記の学科目は、必ずしもこの通りの名称を用いなくてもよい。
2. △印の学科目は、小学校及び中学校の課程別に用意しなければならない。
3. ※印の学科目は、一般教育科目に属する。
4. 上記の教職に関する専門科目の担当者は、学生の教育観察参加及び実習の指導にも当る。
5. 大学の事情によって、上記の学科目の一部を欠き又は別に必要な学科目を設けてもよい。
6. 心理学関係学科目の内「職業指導」は、職業指導関係の教科に関する専門科目に移しても差支えない。
7. 大学の事情によって、他の学部の教員が上記の学科目を担任するときは兼担とする。

別表 2

区分		一般教育	教科に關する 専門科目	教職に關する 専門科目	体育	外国語	自由 選択	計
四年課程	中学校課程 { 甲	36	38	22	4	8	16	124
	{ 乙	36	24	22	4	8	30	124
	小学校課程	36	33	25	4	8	18	124
二年課程	中学校課程 { 甲	18	20	15	2	4	3	62
	{ 乙	18	15	15	2	4	8	62
	小学校課程	18	18	20	2	4	0	62



備考

1. 本表は教員養成学部としての最低基準を示すものである。
2. この表で甲とは中学校における社会、理科、家庭及び職業、高等学校における社会、理科、家庭、農業、工業、商業、水産及び商船の教員となろうとする場合の課程、乙とは中学校における国語、数学、音楽、図画、工作、保健、保健体育、職業指導及び外国語の、高等学校における国語、数学、音楽、図画、工作、書道、保健、保健体育、職業指導及び外国語の教員となろうとする場合の課程をいう。
3. 一般教育の社会科学に関する科目中には、日本国憲法2単位を含むものとする。
4. 外国語については、大学院に進もうとする者は、この基準以上の単位を履修することが望ましく、二年課程においては、その一部又は全部を欠いてもよい。